

* 経営力向上設備に係る課税標準の特例について *

(法附則第15条第43項)

中小企業等経営強化法に規定される経営力向上設備について、南城市内における固定資産税(償却資産)の軽減を受けるためには、**事前に経営力向上計画の認定**を受ける必要があります。

1 制度の概要

①中小事業者等が、②適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

※中小事業者等とは

- ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ・同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2 対象資産

(1)機械及び装置

中小事業者等が平成28年7月1日以降に取得した、**経営力向上計画に記載のある経営力向上設備**に該当する機械及び装置について、取得から3年間課税標準額が2分の1になります。

(2)建物附属設備・工具、器具及び備品

中小事業者等が平成29年4月1日以降に取得した、経営力向上計画に記載のある経営力向上設備に該当する建物附属設備・工具、器具及び備品について、取得から3年間課税標準額が2分の1になります。

※ (1)・(2)ともに平成31(2019)年3月31日までに取得した資産が対象です。

◆設備の取得時期 : 平成29年4月1日～平成31年3月31日

【原則】経営力向上計画の認定後に取得

【例外】設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理されていること

取得した年の12月31日までに経営力向上計画の認定を受けていること

(注)賦課期日(1月1日)までに取得した資産でも、経営力向上計画の認定を賦課期日までに受けられなかった場合は、初年度の特例は適用されず、翌年度からの2年間の適用となります。

3 申請方法と必要書類

以下の必要書類を償却資産申告書と合わせてご提出ください。

*	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)
1	経営力向上計画に係る認定申請書(写)
2	経営力向上計画認定書(写)
3	工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写) (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書)
4	(リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合)リース契約書(写) ※ただし、経営力向上計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要
5	(リースを利用して固定資産税の軽減措置を受ける場合)公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写) ※ただし、経営力向上計画の申請者が課税標準の特例を受ける場合には不要
6	課税標準の特例(経営力向上設備)に係る届出書 ※別様式